

定置漁業

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和定第2号	有田市宮崎町、通称逢井地先	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第97号 有田市宮崎町、通称逢井、黒島の庄衛門に設置した標識 ア 基点第97号から96° -29' 100mの点 イ 基点第97号から276° -29' 100mの点 ウ イから219° -29' 800mの点 エ アから189° -29' 800mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	有田市宮崎町の内通称逢井	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和定第3号	有田市宮崎町、通称逢井地先	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第99号 有田市宮崎町、通称逢井、仏磯西端に設置した標識 ア 基点第99号から100° -29' 100mの点 イ 基点第99号から280° -29' 100mの点 ウ イから219° -29' 800mの点 エ アから189° -29' 800mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	有田市宮崎町の内通称逢井	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和定第4号	有田市千田地先	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第101号 有田市千田地先、西蔭の突端に設置した標識 ア 基点第101号から127° -29' 100mの点 イ 基点第101号から307° -29' 100mの点 ウ イから233° -29' 800mの点 エ アから214° -29' 800mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	有田市千田	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和定第6号	西牟婁郡白浜町椿地先	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第240号 西牟婁郡白浜町椿地先、大赤島中央部に設置した標識 ア 基点第240号から257° -03' 1,190mの点 イ 基点第240号から221° -32' 530mの点 ウ 基点第240号から212° -19' 700mの点 エ 基点第240号から215° -19' 900mの点 オ 基点第240号から237° -48' 1,510mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	西牟婁郡白浜町椿	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和定第8号	東牟婁郡串本町樫野地先	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第281号 東牟婁郡串本町樫野、黒鼻、通称オオジマのアラサ魚見台東端に設置した標識 ア 基点第281号から351° -07' 170mの点 イ 基点第281号から66° -28' 312mの点 ウ 基点第281号から127° -08' 105mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡串本町樫野	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和定第9号	東牟婁郡串本町樫野地先	定置漁業	ぶり定置漁業	10月20日から翌年7月31日まで	次の基点第282号、ア、イ、ウ及び基点第282号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第282号 東牟婁郡串本町樫野、弁天崎に設置した標識 ア 基点第282号から259°-38'250mの点 イ 基点第282号から347°-01'612mの点 ウ 基点第282号から32°-38'660mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡串本町樫野	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和定第10号	東牟婁郡串本町樫野地先	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで	次の基点第282号、ア、イ及び基点第282号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第282号 東牟婁郡串本町樫野、弁天崎に設置した標識 ア 基点第282号から32°-23'270mの点 イ 基点第282号から309°-08'240mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡串本町樫野	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和定第11号	東牟婁郡串本町田原地先	定置漁業	ぶり定置漁業	10月20日から翌年7月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第305号 東牟婁郡串本町田原字荒船地先、立石南端蓄養池北角に設置した標識 ア 基点第305号から188°-00'758mの点 イ 基点第305号から149°-00'444mの点 ウ 基点第305号から137°-00'1,480mの点 エ 基点第305号から155°-00'1,602mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡串本町田原	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和定第12号	東牟婁郡太地町大字太地地先	定置漁業	ぶり定置漁業	10月20日から翌年7月31日まで	次の基点第320号、イ、ウ、ア及び基点第320号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第320号 東牟婁郡太地町大字太地、燈明崎突端、山見跡展望台下に設置した標識 ア 基点第320号から340°-34'500mの点 イ 基点第320号から68°-34'1,200mの点 ウ 基点第320号から40°-34'1,400mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡太地町	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和定第13号	東牟婁郡太地町大字太地地先	定置漁業	雑魚定置漁業	5月1日から12月31日まで	次の基点第321号、ア、イ及び基点第321号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第321号 東牟婁郡太地町大字太地、燈明崎北端岩壁、ムシロ岩頂上に設置した標識 ア 基点第321号から308°-34'360mの点 イ 基点第321号から8°-34'420mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡太地町	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和定第14号	東牟婁郡那智勝浦町大字字久井地先	定置漁業	ぶり定置漁業	10月20日から翌年7月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第353号 東牟婁郡那智勝浦町大字字久井、上野山見崎に設置した標識 ア 基点第353号から158°-11'550mの点 イ 基点第353号から140°-37'2,180mの点 ウ 基点第353号から98°-22'1,960mの点 エ 基点第353号から48°-35'1,030mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡那智勝浦町大字字久井	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	

わかめ養殖業

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区 第104号	和歌山市雑賀崎地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第367号 和歌山市雑賀崎、番所ノ鼻に設置した標識 ア 基点第367号から244°-00' 260mの点 イ 基点第367号から225°-50' 255mの点 ウ 基点第367号から227°-40' 390mの点 エ 基点第367号から239°-10' 395mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	和歌山市雑賀崎	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区 第106号	和歌山市新和歌浦地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第25号 和歌山市新和歌浦、沖の蓬莱岩中央部に設置した標識 ア 基点第25号から239°-25' 232mの点 イ 基点第25号から226°-20' 242mの点 ウ 基点第25号から231°-15' 333mの点 エ 基点第25号から240°-40' 326mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	和歌山市新和歌浦	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区 第107号	海南市冷水地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第49号 海南市冷水、長崎の鼻に設置した標識 ア 基点第49号から92°-30' 62mの点 イ 基点第49号から71°-15' 312mの点 ウ 基点第49号から57°-55' 314mの点 エ 基点第49号から28°-30' 71mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	海南市（海南市下津町を除く。）	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区 第108号	海南市冷水地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第49号 海南市冷水、長崎の鼻に設置した標識 ア 基点第49号から198°-40' 74mの点 イ 基点第49号から293°-30' 120mの点 ウ 基点第49号から254°-10' 280mの点 エ 基点第49号から224°-25' 262mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	海南市（海南市下津町を除く。）	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区 第109号	海南市下津町塩津地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第50号 海南市冷水と海南市下津町の境界に設置した標識 ア 基点第50号から280°-32' 340mの点 イ 基点第50号から263°-44' 549mの点 ウ 基点第50号から242°-23' 512mの点 エ 基点第50号から243°-36' 259mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	海南市下津町塩津	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	

番 号	漁場の位置	漁 業 種 類	漁 業 名 称	漁業時期	漁 場 の 区 域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地 元 地 区	存続期間	備 考
和特区 第116号	海南省下津 町大崎地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1 日から翌 年4月3 0日まで	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第65号 海南省下津町大崎、荒崎突端に設置した標識 ア 基点第65号から161° -00' 207mの点 イ 基点第65号から340° -36' 75mの点 ウ 基点第65号から274° -45' 182mの点 エ 基点第65号から218° -52' 436mの点 オ 基点第65号から206° -26' 491mの点	なし	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	海南省下津町大 崎、方	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	
和特区 第117号	海南省下津 町大崎地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1 日から翌 年4月3 0日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第61号 海南省下津町大崎、通称一本松基部に設置した標識 ア 基点第61号から272° -05' 233mの点 イ 基点第61号から87° -12' 173mの点 ウ 基点第61号から38° -15' 279mの点 エ 基点第61号から313° -15' 320mの点	なし	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	海南省下津町大 崎、方	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	
和特区 第118号	海南省下津 町大崎地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1 日から翌 年4月3 0日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第63号 海南省下津町大崎、通称オサ磯に設置した標識 ア 基点第63号から257° -55' 252mの点 イ 基点第63号から70° -59' 247mの点 ウ 基点第63号から32° -27' 332mの点 エ 基点第63号から295° -19' 344mの点	なし	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	海南省下津町大 崎、方	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	
和特区 第121号	海南省下津 町大崎地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1 日から翌 年4月3 0日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第68号 海南省下津町方、通称馬瀬に設置した標識 ア 基点第68号から16° -24' 258mの点 イ 基点第68号から35° -08' 127mの点 ウ 基点第68号から308° -33' 166mの点 エ 基点第68号から332° -19' 280mの点	なし	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	海南省下津町大 崎、方	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	
和特区 第125号	有田市港町 地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1 日から翌 年4月3 0日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第83号 有田市港町埋立地防波堤南西上端角から北東側防波堤上端線上 600mの地点に設置した標識 基点第84号 有田市港町埋立地防波堤南西上端角から北東側防波堤上端線上 100mの地点に設置した標識 ア 基点第84号から278° -30' 50mの点 イ 基点第84号から278° -30' 100mの点 ウ 基点第83号から278° -30' 150mの点 エ 基点第83号から278° -30' 50mの点	なし	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	有田市宮崎町 (通称逢井を除 く。)、港町、 築島	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区第127号	有田市千田地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第102号 有田市千田、千田漁港北防波堤基部中央部に設置した標識 ア 基点第102号から232°-00' 208mの点 イ 基点第102号から258°-40' 180mの点 ウ 基点第102号から260°-30' 280mの点 エ 基点第102号から242°-00' 298mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	有田市千田	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区第128号	有田郡湯浅町大字田地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第105号 有田郡湯浅町大字田、通称坊主落突端に設置した標識 ア 基点第105号から163°-18' 50mの点 イ 基点第105号から240°-03' 205mの点 ウ 基点第105号から224°-38' 228mの点 エ 基点第105号から163°-18' 110mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	有田郡湯浅町大字田	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区第129号	有田郡湯浅町大字田地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第106号 有田郡湯浅町大字田、通称赤落に設置した標識 ア 基点第106号から91°-10' 167mの点 イ 基点第106号から257°-40' 150mの点 ウ 基点第106号から230°-02' 183mの点 エ 基点第106号から117°-20' 196mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	有田郡湯浅町大字田	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区第130号	有田郡湯浅町大字田地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第108号 有田郡湯浅町大字田、通称赤石中央部に設置した標識 ア 基点第108号から335°-30' 367mの点 イ 基点第108号から335°-30' 276mの点 ウ 基点第108号から2°-10' 218mの点 エ 基点第108号から5°-07' 281mの点 オ 基点第108号から346°-00' 320mの点 カ 基点第108号から344°-30' 372mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	有田郡湯浅町大字田	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区第131号	有田郡湯浅町大字田地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第108号 有田郡湯浅町大字田、通称赤石中央部に設置した標識 ア 基点第108号から206°-25' 180mの点 イ 基点第108号から291°-10' 22mの点 ウ 基点第108号から291°-10' 84mの点 エ 基点第108号から224°-35' 192mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	有田郡湯浅町大字田	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	



番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区 第132号	有田郡湯浅町大字栖原地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第110号 有田郡湯浅町大字栖原、通称黒簪に設置した標識 ア 基点第110号から203°-23' 170mの点 イ 基点第110号から224°-18' 162mの点 ウ 基点第110号から224°-18' 350mの点 エ 基点第110号から232°-03' 555mの点 オ 基点第110号から226°-06' 572mの点 カ 基点第110号から214°-43' 370mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	有田郡湯浅町大字栖原	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区 第133号	有田郡湯浅町大字栖原地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第112号 有田郡湯浅町大字栖原、防波堤中央部に設置した標識 ア 基点第112号から214°-27' 94mの点 イ 基点第112号から274°-33' 70mの点 ウ 基点第112号から263°-53' 270mの点 エ 基点第112号から245°-28' 275mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	有田郡湯浅町大字栖原	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区 第134号	有田郡湯浅町毛無島地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第113号 有田郡湯浅町、毛無島に設置した標識 ア 基点第113号から320°-53' 100mの点 イ 基点第113号から56°-28' 108mの点 ウ 基点第113号から148°-03' 135mの点 エ 基点第113号から219°-23' 125mの点 オ 基点第113号から204°-33' 217mの点 カ 基点第113号から144°-03' 277mの点 キ 基点第113号から53°-13' 248mの点 ク 基点第113号から343°-33' 184mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	有田郡湯浅町大字栖原	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区 第135号	有田郡湯浅町苺藻島地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第115号 有田郡湯浅町、苺藻島、通称よこかるも北東端に設置した標識 ア 基点第115号から46°-03' 65mの点 イ 基点第115号から144°-03' 242mの点 ウ 基点第115号から124°-03' 285mの点 エ 基点第115号から59°-26' 163mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	有田郡湯浅町大字栖原	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区 第136号	有田郡湯浅町苺藻島地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第116号 有田郡湯浅町、苺藻島、通称たてかるも東端に設置した標識 基点第117号 有田郡湯浅町、苺藻島、通称たてかるも南西端に設置した標識 ア 基点第116号から108°-13' 106mの点 イ 基点第117号から106°-39' 280mの点 ウ 基点第117号から244°-33' 70mの点 エ 基点第117号から212°-08' 151mの点 オ 基点第117号から122°-37' 337mの点 カ 基点第116号から132°-16' 186mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	有田郡湯浅町大字栖原	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区 第139号	有田郡広川町大字山本地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第119号 有田郡広川町大字山本、小浦船揚場護岸切れ目角（船揚小屋）に設置した標識 ア 基点第119号から264° -05' 152mの点 イ 基点第119号から302° -20' 270mの点 ウ 基点第119号から291° -40' 315mの点 エ 基点第119号から257° -30' 221mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	有田郡広川町大字広、山本、西広、唐尾	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区 第140号	有田郡広川町大字唐尾地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第126号 有田郡広川町大字唐尾、鈴子防潮堤南西端に設置した標識 ア 基点第126号から242° -55' 181mの点 イ 基点第126号から352° -25' 146mの点 ウ 基点第126号から327° -27' 250mの点 エ 基点第126号から269° -45' 280mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	有田郡広川町大字広、山本、西広、唐尾	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区 第141号	有田郡広川町大字唐尾地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第125号 有田郡広川町大字唐尾、城山防波堤突端に設置した標識 ア 基点第125号から353° -00' 660mの点 イ 基点第125号から331° -45' 1,050mの点 ウ 基点第125号から336° -15' 1,100mの点 エ 基点第125号から358° -00' 740mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	有田郡広川町大字広、山本、西広、唐尾	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区 第143号	日高郡由良町大字衣奈地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第135号 日高郡由良町大字衣奈、通称三ツ石に設置した標識 ア 基点第135号から339° -30' 363mの点 イ 基点第135号から3° -25' 452mの点 ウ 基点第135号から63° -00' 285mの点 エ 基点第135号から80° -40' 105mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	日高郡由良町大字三尾川、衣奈	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区 第144号	日高郡由良町大字衣奈地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第139号 日高郡由良町大字衣奈、通称カプト岩突端に設置した標識 ア 基点第139号から55° -40' 1,680mの点 イ 基点第139号から64° -30' 1,655mの点 ウ 基点第139号から63° -25' 660mの点 エ 基点第139号から42° -50' 710mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	日高郡由良町大字三尾川、衣奈	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区第145号	日高郡由良町大字衣奈地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第137号 日高郡由良町大字衣奈、黒岩防波堤屈曲部に設置した標識 ア 基点第137号から311°-10' 70mの点 イ 基点第137号から290°-30' 100mの点 ウ 基点第137号から330°-20' 325mの点 エ 基点第137号から339°-30' 315mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	日高郡由良町大字三尾川、衣奈	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区第147号	日高郡由良町大字衣奈地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第137号 日高郡由良町大字衣奈、黒岩防波堤屈曲部に設置した標識 ア 基点第137号から317°-50' 750mの点 イ 基点第137号から318°-30' 600mの点 ウ 基点第137号から309°-55' 595mの点 エ 基点第137号から311°-04' 750mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	日高郡由良町大字三尾川、衣奈	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区第148号	日高郡由良町大字衣奈地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第137号 日高郡由良町大字衣奈、黒岩防波堤屈曲部に設置した標識 ア 基点第137号から4°-25' 480mの点 イ 基点第137号から352°-30' 480mの点 ウ 基点第137号から354°-40' 675mの点 エ 基点第137号から3°-00' 670mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	日高郡由良町大字三尾川、衣奈	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区第155号	日高郡由良町大字大引地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第153号 日高郡由良町大字大引、下の立敷蛙石に設置した標識 ア 基点第153号から8°-30' 180mの点 イ 基点第153号から51°-45' 265mの点 ウ 基点第153号から72°-00' 210mの点 エ 基点第153号から11°-30' 83mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	日高郡由良町大字大引	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区第156号	日高郡由良町大字大引地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第154号 日高郡由良町大字大引、大倉婆頂点に設置した標識 ア 基点第154号から62°-40' 410mの点 イ 基点第154号から83°-00' 530mの点 ウ 基点第154号から95°-45' 448mの点 エ 基点第154号から75°-15' 293mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	日高郡由良町大字大引	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	



番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区 第157号	日高郡由良町大字大引地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第155号 日高郡由良町大字大引、大瀨頂点に設置した標識 ア 基点第155号から123°-35' 559mの点 イ 基点第155号から147°-07' 830mの点 ウ 基点第155号から157°-00' 730mの点 エ 基点第155号から132°-10' 406mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	日高郡由良町大字大引	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区 第163号	日高郡由良町大字衣奈地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第137号 日高郡由良町大字衣奈、黒岩防波堤屈曲部に設置した標識 ア 基点第137号から311°-10' 70mの点 イ 基点第137号から341°-00' 450mの点 ウ 基点第137号から2°-40' 450mの点 エ 基点第137号から48°-00' 135mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	日高郡由良町大字三尾川、衣奈	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区 第164号	日高郡由良町大字衣奈地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第134号 日高郡由良町大字衣奈、通称トビ崎に設置した標識 ア 基点第134号から0°-00' 440mの点 イ 基点第134号から27°-55' 285mの点 ウ 基点第134号から274°-58' 205mの点 エ 基点第134号から301°-15' 392mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	日高郡由良町大字三尾川、衣奈	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区 第165号	東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第345号 東牟婁郡那智勝浦町大字湯川、越瀬近鉄埋立地先先端に設置した標識 ア 基点第345号から108°-20' 115mの点 イ 基点第345号から119°-25' 205mの点 ウ 基点第345号から130°-28' 203mの点 エ 基点第345号から129°-16' 104mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡那智勝浦町大字築地、勝浦、北浜、朝日、天満	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区 第166号	東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦地先	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第344号 東牟婁郡那智勝浦町、中ノ島南西端に設置した標識 ア 基点第344号から252°-15' 88mの点 イ 基点第344号から231°-30' 81mの点 ウ 基点第344号から231°-00' 96mの点 エ 基点第344号から248°-30' 104mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡那智勝浦町大字築地、勝浦、北浜、朝日、天満	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	

ひろめ養殖業

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区 第201号	田辺市磯間 地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1 日から翌 年4月3 0日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域  基点第202号 田辺市磯間、田辺港湊西防波堤灯台基部に設置した標識 ア 基点第202号から124° - 35' 225mの点 イ 基点第202号から143° - 00' 305mの点 ウ 基点第202号から152° - 10' 275mの点 エ 基点第202号から132° - 50' 185mの点	なし	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	田辺市磯間	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	
和特区 第202号	田辺市新庄 町地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1 日から翌 年4月3 0日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域  基点第202号 田辺市磯間、田辺港湊西防波堤灯台基部に設置した標識 ア 基点第202号から191° - 30' 1,490mの点 イ 基点第202号から186° - 50' 1,700mの点 ウ 基点第202号から188° - 20' 1,720mの点 エ 基点第202号から193° - 20' 1,520mの点	なし	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	田辺市磯間	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	
和特区 第204号	田辺市磯間 地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1 日から翌 年4月3 0日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域  基点第202号 田辺市磯間、田辺港湊西防波堤灯台基部に設置した標識 ア 基点第202号から322° - 40' 125mの点 イ 基点第202号から299° - 20' 110mの点 ウ 基点第202号から297° - 50' 230mの点 エ 基点第202号から309° - 30' 240mの点	なし	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	田辺市磯間	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	
和特区 第205号	田辺市新庄 町地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1 日から翌 年4月3 0日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域  基点第202号 田辺市磯間、田辺港湊西防波堤灯台基部に設置した標識 ア 基点第202号から192° - 00' 1,420mの点 イ 基点第202号から193° - 20' 1,520mの点 ウ 基点第202号から201° - 05' 1,450mの点 エ 基点第202号から199° - 20' 1,350mの点	なし	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	田辺市磯間	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	
和特区 第208号	東牟婁郡串 本町和深地 先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1 日から翌 年4月3 0日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域  基点第375号 東牟婁郡串本町和深、旧熊野交通「安指」バス停前の岩に 設置した標識 ア 基点第375号から219° - 21' 74mの点 イ 基点第375号から245° - 35' 104mの点 ウ 基点第375号から219° - 23' 204mの点 エ 基点第375号から205° - 23' 191mの点	なし	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	東牟婁郡串本町 和深、田子、江 田、田並、有 田、高富、二 色、潮岬、出 雲、串本、サン ゴ台、鵜野川	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	

番 号	漁場の位置	漁 業 種 類	漁 業 名 称	漁業時期	漁 場 の 区 域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地 元 地 区	存続期間	備 考
和特区 第209 号	東牟婁郡串 本町田子地 先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1 日から翌 年4月3 0日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第376号 東牟婁郡串本町田子、田子漁港突堤突端に設置した標識 ア 基点第376号から189° -21' 100mの点 イ 基点第376号から205° -08' 109mの点 ウ 基点第376号から192° -33' 224mの点 エ 基点第376号から184° -52' 220mの点	なし	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	東牟婁郡串本町 和深、田子、江 田、田並、有 田、高富、二 色、潮岬、出 雲、串本、サン ゴ台、鬮野川	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	
和特区 第210 号	東牟婁郡串 本町江田地 先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1 日から翌 年4月3 0日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第377号 東牟婁郡串本町江田、江田漁港防波堤突端に設置した標識 ア 基点第377号から224° -29' 494mの点 イ 基点第377号から232° -33' 481mの点 ウ 基点第377号から233° -12' 531mの点 エ 基点第377号から225° -51' 543mの点	なし	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	東牟婁郡串本町 和深、田子、江 田、田並、有 田、高富、二 色、潮岬、出 雲、串本、サン ゴ台、鬮野川	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	
和特区 第211 号	東牟婁郡串 本町江田地 先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1 日から翌 年4月3 0日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第377号 東牟婁郡串本町江田、江田漁港防波堤突端に設置した標識 ア 基点第377号から220° -30' 267mの点 イ 基点第377号から279° -35' 123mの点 ウ 基点第377号から280° -05' 143mの点 エ 基点第377号から224° -10' 277mの点	なし	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	東牟婁郡串本町 和深、田子、江 田、田並、有 田、高富、二 色、潮岬、出 雲、串本、サン ゴ台、鬮野川	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	
和特区 第212 号	東牟婁郡串 本町江田地 先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1 日から翌 年4月3 0日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第377号 東牟婁郡串本町江田、江田漁港防波堤突端に設置した標識 ア 基点第377号から86° -07' 47mの点 イ 基点第377号から199° -59' 5mの点 ウ 基点第377号から173° -46' 125mの点 エ 基点第377号から149° -17' 133mの点	なし	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	東牟婁郡串本町 和深、田子、江 田、田並、有 田、高富、二 色、潮岬、出 雲、串本、サン ゴ台、鬮野川	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	
和特区 第213 号	東牟婁郡串 本町有田地 先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1 日から翌 年4月3 0日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第378号 東牟婁郡串本町有田、有田漁港東護岸突端に設置した標識 ア 基点第378号から299° -06' 85mの点 イ 基点第378号から302° -28' 134mの点 ウ 基点第378号から263° -19' 189mの点 エ 基点第378号から250° -24' 157mの点	なし	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	東牟婁郡串本町 和深、田子、江 田、田並、有 田、高富、二 色、潮岬、出 雲、串本、サン ゴ台、鬮野川	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区 第214号	田辺市目良地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第196号 田辺市目良、元島北東端に設置した標識 ア 基点第196号から314°-58'60mの点 イ 基点第196号から31°-13'90mの点 ウ 基点第196号から3°-03'180mの点 エ 基点第196号から330°-33'170mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	田辺市芳養町、芳養松原、明洋、目良、天神崎、上の山、江川、上屋敷、片町	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区 第215号	田辺市目良地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第197号 田辺市目良、元島館南端突堤突端に設置した標識 ア 基点第197号から116°-03'152mの点 イ 基点第197号から173°-03'142mの点 ウ 基点第197号から155°-03'234mの点 エ 基点第197号から125°-33'274mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	田辺市芳養町、芳養松原、明洋、目良、天神崎、上の山、江川、上屋敷、片町	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区 第216号	田辺市江川地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第379号 田辺港江川西防波堤旧灯台跡に設置した標識 ア 基点第379号から245°-42'544mの点 イ 基点第379号から251°-02'565mの点 ウ 基点第379号から262°-19'406mの点 エ 基点第379号から255°-46'377mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	田辺市芳養町、芳養松原、明洋、目良、天神崎、上の山、江川、上屋敷、片町	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区 第217号	田辺市江川地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第379号 田辺港江川西防波堤旧灯台跡に設置した標識 ア 基点第379号から79°-09'500mの点 イ 基点第379号から78°-07'319mの点 ウ 基点第379号から68°-57'326mの点 エ 基点第379号から73°-30'505mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	田辺市芳養町、芳養松原、明洋、目良、天神崎、上の山、江川、上屋敷、片町	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区 第218号	田辺市上屋敷地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第379号 田辺港江川西防波堤旧灯台跡に設置した標識 ア 基点第379号から96°-42'1,286mの点 イ 基点第379号から97°-50'1,240mの点 ウ 基点第379号から92°-31'1,185mの点 エ 基点第379号から91°-37'1,233mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	田辺市芳養町、芳養松原、明洋、目良、天神崎、上の山、江川、上屋敷、片町	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区 第219号	田辺市新庄町地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第207号 田辺市新庄町、内ノ浦梅ノ木護岸北東端に設置した標識 ア 基点第207号から41° -18' 761mの点 イ 基点第207号から40° -56' 791mの点 ウ 基点第207号から44° -31' 801mの点 エ 基点第207号から45° -02' 771mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	田辺市新庄町、たきない町、神島台	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区 第220号	田辺市新庄町地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第213号 田辺市新庄町、二本松西端に設置した標識 ア 基点第213号から333° -45' 237mの点 イ 基点第213号から327° -00' 215mの点 ウ 基点第213号から320° -51' 258mの点 エ 基点第213号から326° -51' 277mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	田辺市新庄町、たきない町、神島台	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区 第221号	東牟婁郡串本町鬮野川地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第274号 東牟婁郡串本町、大水崎埋立地護岸北東端に設置した標識 ア 基点第274号から58° -14' 294mの点 イ 基点第274号から67° -47' 301mの点 ウ 基点第274号から80° -09' 158mの点 エ 基点第274号から61° -54' 144mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡串本町鬮野川	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区 第223号	東牟婁郡串本町古座地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第380号 東牟婁郡串本町古座、動鳴気漁港基点に設置した標識 ア 基点第380号から157° -42' 257mの点 イ 基点第380号から162° -06' 279mの点 ウ 基点第380号から172° -49' 243mの点 エ 基点第380号から168° -47' 220mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡串本町古座、中湊、上野山	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区 第225号	田辺市新庄町地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第206号 田辺市新庄町、内ノ浦SFTマリン護岸南端に設置した標識 ア 基点第206号から111° -10' 205mの点 イ 基点第206号から115° -45' 235mの点 ウ 基点第206号から146° -30' 195mの点 エ 基点第206号から145° -40' 160mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	田辺市芳養町、芳養松原、明洋、目良、天神崎、上の山、江川、上屋敷、片町	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	



番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区 第226号	田辺市新庄町地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第202号 田辺市磯間、田辺港湊西防波堤灯台基部に設置した標識 ア 基点第202号から118°-00' 1,470mの点 イ 基点第202号から117°-00' 1,500mの点 ウ 基点第202号から119°-10' 1,535mの点 エ 基点第202号から120°-00' 1,520mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	田辺市新庄町、たきない町、神島台	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区 第227号	田辺市新庄町地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第207号 田辺市新庄町、内ノ浦梅ノ木護岸北東端に設置した標識 ア 基点第207号から111°-05' 285mの点 イ 基点第207号から103°-10' 321mの点 ウ 基点第207号から107°-05' 344mの点 エ 基点第207号から114°-30' 308mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	田辺市新庄町、たきない町、神島台	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区 第228号	西牟婁郡白浜町堅田地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第219号 西牟婁郡白浜町堅田、長崎の鼻基部から東へ27mのところ に設置した標識 ア 基点第219号から346°-15' 710mの点 イ 基点第219号から32°-50' 300mの点 ウ 基点第219号から32°-50' 110mの点 エ 基点第219号から327°-35' 650mの点	この区域内に450mを超えてロープを設置してはならない	平成30年9月1日	告示の日から30日間	西牟婁郡白浜町堅田	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区 第229号	西牟婁郡白浜町古賀浦地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、基点第220号、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第220号 西牟婁郡白浜町堅田、藤島中の鼻突端部に設置した標識 基点第229号 西牟婁郡白浜町、大蛇島に設置した標識 ア 基点第229号から130°-10' 530mの点 イ 基点第229号から129°-10' 700mの点 ウ 基点第229号から149°-10' 660mの点 エ 基点第229号から160°-05' 650mの点 オ 基点第229号から160°-05' 570mの点	この区域内に450mを超えてロープを設置してはならない	平成30年9月1日	告示の日から30日間	西牟婁郡白浜町堅田	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区 第230号	西牟婁郡白浜町古賀浦地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、基点第223号、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第223号 西牟婁郡白浜町堅田、大白谷の鼻北端に設置した標識 基点第225号 西牟婁郡白浜町、古賀浦、馬見崎東端に設置した標識 ア 基点第225号から24°-30' 315mの点 イ 基点第225号から74°-00' 210mの点 ウ 基点第225号から171°-40' 230mの点 エ 基点第225号から74°-00' 150mの点 オ 基点第225号から14°-15' 275mの点	この区域内に450mを超えてロープを設置してはならない	平成30年9月1日	告示の日から30日間	西牟婁郡白浜町堅田	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区 第231号	東牟婁郡串本町串本地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、基点第270号、ウ、基点第272号及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第270号 東牟婁郡串本町、ケーソンヤード北端角に設置した標識 基点第272号 東牟婁郡串本町、串本港南防波堤突端から南に150mの点の防波堤上に設置した標識 ア 串本浅海漁場防波堤と苗我島最大高潮時海岸線との交点 イ 串本浅海漁場防波堤とケーソンヤード岸壁との交点 ウ 基点第270号から320°-30'の方角線と防波堤との交点 エ 基点第272号と苗我島山頂を結んだ線と苗我島最大高潮時海岸線との交点	この区域内に576mを超えてロープを設置してはならない	平成30年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡串本町和深、田子、江田、田並、有田、高富、二色、潮岬、出雲、串本、サンゴ台、鬮野川、大島、須江、樫野、西向、神野川、姫、姫川、伊串、古座、中湊、上野山、津荷、田原	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区 第232号	東牟婁郡串本町串本地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線と大水崎埋立地護岸によって囲まれた区域 基点第273号 東牟婁郡串本町、串本新港南防波堤灯台基部に設置した標識 ア 基点第273号から21°-57'75mの点 イ 基点第273号から103°-10'570mの点 ウ 基点第273号から82°-49'695mの点 エ 基点第273号から31°-28'437mの点	この区域内に200mを超えてロープを設置してはならない	平成30年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡串本町和深、田子、江田、田並、有田、高富、二色、潮岬、出雲、串本、サンゴ台、鬮野川、大島、須江、樫野、西向、神野川、姫、姫川、伊串、古座、中湊、上野山、津荷、田原	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区 第233号	東牟婁郡那智勝浦町大字浦神地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第314号 東牟婁郡那智勝浦町大字浦神、岩屋崎南東端に設置した標識 ア 基点第314号から177°-25'217mの点 イ 基点第314号から177°-00'227mの点 ウ 基点第314号から142°-15'234mの点 エ 基点第314号から141°-40'224mの点	この区域内に288mを超えてロープを設置してはならない	平成30年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡那智勝浦町大字浦神、下里、粉白、八尺鏡野	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区 第234号	東牟婁郡那智勝浦町大字二河地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第338号 東牟婁郡那智勝浦町大字二河、桃ノ木洞の鼻突端に設置した標識 ア 基点第338号から59°-33'117mの点 イ 基点第338号から84°-26'145mの点 ウ 基点第338号から166°-20'72mの点 エ 基点第338号から185°-20'50mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡那智勝浦町大字二河、湯川、天満、浜ノ宮、橋ノ川、川関、井関、市野々	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区 第235号	東牟婁郡那智勝浦町大字浜ノ宮地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第350号 東牟婁郡那智勝浦町、狗子ノ川右岸河口堤防に設置した標識 ア 基点第350号から219°-05' 1, 235mの点 イ 基点第350号から217°-20' 1, 310mの点 ウ 基点第350号から223°-25' 1, 385mの点 エ 基点第350号から225°-20' 1, 315mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡那智勝浦町大字二河、湯川、天満、浜ノ宮、橋ノ川、川関、井関、市野々	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区 第236号	田辺市目良地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第197号 田辺市目良、元島館南端突堤突端に設置した標識 ア 基点第197号から116°-53' 97mの点 イ 基点第197号から123°-41' 87mの点 ウ 基点第197号から131°-42' 105mの点 エ 基点第197号から125°-14' 114mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	田辺市芳養町、芳養松原、明洋、目良、天神崎、上の山、江川、上屋敷、片町	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区 第237号	田辺市目良地先	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第197号 田辺市目良、元島館南端突堤突端に設置した標識 ア 基点第197号から125°-14' 114mの点 イ 基点第197号から131°-43' 105mの点 ウ 基点第197号から137°-12' 125mの点 エ 基点第197号から131°-08' 133mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	田辺市芳養町、芳養松原、明洋、目良、天神崎、上の山、江川、上屋敷、片町	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	

ひじき養殖業

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区 第311号	日高郡みなべ町堺地先	第一種区画漁業	ひじき養殖業	12月1日から翌年6月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第295号 日高郡みなべ町、堺漁港外防波堤第1屈曲部に設置した標識 ア 基点第295号から175° -53' 94mの点 イ 基点第295号から160° -45' 48mの点 ウ 基点第295号から109° -14' 278mの点 エ 基点第295号から118° -08' 290mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	日高郡みなべ町	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区 第312号	東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦地先	第一種区画漁業	ひじき養殖業	12月1日から翌年6月30日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第343号 東牟婁郡那智勝浦町、シケ島中央部に設置した標識 ア 基点第343号から215° -00' 328mの点 イ 基点第343号から213° -20' 400mの点 ウ 基点第343号から173° -40' 464mの点 エ 基点第343号から168° -45' 407mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡那智勝浦町大字築地、勝浦、北浜、朝日、天満	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	

ひおうぎ垂下式養殖業

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区 第404号	東牟婁郡那智勝浦町大字浦神地先	第一種区画漁業	ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第311号 東牟婁郡那智勝浦町大字浦神、仏崎北端に設置した標識 ア 基点第311号から337°-50' 350mの点 イ 基点第311号から331°-35' 490mの点 ウ 基点第311号から319°-50' 490mの点 エ 基点第311号から321°-15' 345mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡那智勝浦町大字浦神、下里、粉白、八尺鏡野	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区 第406号	田辺市新庄町地先	第一種区画漁業	ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第207号 田辺市新庄町、内ノ浦梅ノ木護岸北東端に設置した標識 ア 基点第207号から170°-03' 173mの点 イ 基点第207号から174°-09' 200mの点 ウ 基点第207号から191°-34' 178mの点 エ 基点第207号から189°-48' 148mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	田辺市新庄町、たきない町、神島台	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区 第410号	西牟婁郡白浜町堅田地先	第一種区画漁業	ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第231号 西牟婁郡白浜町、島島東端に設置した標識 ア 基点第231号から113°-40' 410mの点 イ 基点第231号から113°-40' 1,010mの点 ウ 基点第231号から129°-45' 1,000mの点 エ 基点第231号から129°-45' 640mの点 オ 基点第231号から142°-00' 660mの点 カ 基点第231号から142°-00' 1,050mの点 キ 基点第231号から148°-00' 1,100mの点 ク 基点第231号から155°-40' 360mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	西牟婁郡白浜町堅田	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区 第411号	東牟婁郡串本町串本地先	第一種区画漁業	ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第264号 東牟婁郡串本町、袋港入口突堤突端に設置した標識 ア 基点第264号から265°-32' 163mの点 イ 基点第264号から320°-26' 162mの点 ウ 基点第264号から313°-12' 217mの点 エ 基点第264号から272°-53' 218mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡串本町和深、田子、江田、田並、有田、高富、二色、潮岬、出雲、串本、サンゴ台、鬮野川	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	



あわび垂下式養殖業

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区 第501 号	日高郡由良 町大字神谷 地先	第一種区画漁業	あわび垂下式 養殖業	1月1日 から12 月31日 まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域  基点第161号 日高郡由良町大字神谷、鷲島頂点に設置した標識 ア 基点第161号から59° - 14' 265mの点 イ 基点第161号から58° - 47' 415mの点 ウ 基点第161号から68° - 07' 422mの点 エ 基点第161号から73° - 43' 275mの点	この区域内に魚 類小割式養殖と 併せ3,150 平方メートルを 超えて生簀を敷 設してはならな い	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	日高郡由良町大 字神谷	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	

かき垂下式養殖業

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区第601号	田辺市新庄町地先	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第207号 田辺市新庄町、内ノ浦梅ノ木護岸北東端に設置した標識 ア 基点第207号から141° - 33' 108mの点 イ 基点第207号から170° - 03' 173mの点 ウ 基点第207号から189° - 48' 148mの点 エ 基点第207号から168° - 33' 61mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	田辺市新庄町、たきない町、神島台	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区第602号	田辺市新庄町地先	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第207号 田辺市新庄町、内ノ浦梅ノ木護岸北東端に設置した標識 ア 基点第207号から194° - 03' 70mの点 イ 基点第207号から202° - 23' 109mの点 ウ 基点第207号から218° - 43' 105mの点 エ 基点第207号から218° - 43' 63mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	田辺市新庄町、たきない町、神島台	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区第605号	東牟婁郡那智勝浦町大字浦神地先	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第314号 東牟婁郡那智勝浦町大字浦神、岩屋崎南東端に設置した標識 ア 基点第314号から177° - 25' 217mの点 イ 基点第314号から177° - 00' 227mの点 ウ 基点第314号から142° - 15' 234mの点 エ 基点第314号から141° - 40' 224mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡那智勝浦町大字浦神、下里、粉白、八尺鏡野	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区第607号	和歌山市和歌浦南地先	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第31号 和歌山市和歌浦中、三断橋南西詰に設置した標識 ア 基点第31号から167° - 53' 1, 042mの点 イ 基点第31号から166° - 16' 1, 038mの点 ウ 基点第31号から165° - 41' 1, 097mの点 エ 基点第31号から167° - 14' 1, 102mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	和歌山市新和歌浦	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区第608号	海南市冷水地先	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第49号 海南市冷水、長崎の鼻に設置した標識 ア 基点第49号から92° - 30' 62mの点 イ 基点第49号から71° - 15' 312mの点 ウ 基点第49号から57° - 55' 314mの点 エ 基点第49号から28° - 30' 71mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	海南市（海南市下津町を除く。）	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区第609号	海南市下津町塩津地先	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第50号 海南市冷水と海南市下津町の境界に設置した標識 ア 基点第50号から234° - 09' 935mの点 イ 基点第50号から239° - 38' 996mの点 ウ 基点第50号から236° - 46' 1,061mの点 エ 基点第50号から231° - 59' 998mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	海南市下津町塩津	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区第610号	海南市下津町塩津地先	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第53号 海南市下津町丸田、北防波堤屈曲部に設置した標識 ア 基点第53号から61° - 19' 822mの点 イ 基点第53号から56° - 12' 390mの点 ウ 基点第53号から104° - 18' 334mの点 エ 基点第53号から83° - 22' 726mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	海南市下津町塩津	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区第611号	海南市下津町塩津地先	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第50号 海南市冷水と海南市下津町の境界に設置した標識 ア 基点第50号から280° - 32' 340mの点 イ 基点第50号から263° - 44' 549mの点 ウ 基点第50号から242° - 23' 512mの点 エ 基点第50号から243° - 36' 259mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	海南市下津町塩津	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区第612号	海南市下津町大崎地先	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第65号 海南市下津町大崎、荒崎突端に設置した標識 ア 基点第65号から161° - 00' 207mの点 イ 基点第65号から340° - 36' 75mの点 ウ 基点第65号から274° - 45' 182mの点 エ 基点第65号から218° - 52' 436mの点 オ 基点第65号から206° - 26' 491mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	海南市下津町大崎、方	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区第613号	東牟婁郡那智勝浦町大字二河地先	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第338号 東牟婁郡那智勝浦町大字二河、桃ノ木洞の鼻突端に設置した標識 ア 基点第338号から59° - 33' 117mの点 イ 基点第338号から84° - 26' 145mの点 ウ 基点第338号から166° - 20' 72mの点 エ 基点第338号から185° - 20' 50mの点	なし	平成30年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡那智勝浦町大字二河、湯川、天満、浜ノ宮、橋ノ川、川関、井関、市野々	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	

魚類小割式養殖業

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区第702号	有田郡広川町鷹島地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第297号 有田郡広川町、鷹島船着場突端に設置した標識 ア 基点第297号から114°-05'164mの点 イ 基点第297号から57°-10'28mの点 ウ 基点第297号から40°-40'100mの点 エ 基点第297号から61°-10'202mの点 オ 基点第297号から75°-50'243mの点	この区域内に4,762平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成30年9月1日	告示の日から30日間	有田郡広川町大字広、山本、西広、唐尾	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区第703号	有田郡広川町鷹島地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第297号 有田郡広川町、鷹島船着場突端に設置した標識 ア 基点第297号から84°-30'316mの点 イ 基点第297号から66°-10'231mの点 ウ 基点第297号から63°-30'251mの点 エ 基点第297号から73°-10'390mの点	この区域内に1,725平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成30年9月1日	告示の日から30日間	有田郡広川町大字広、山本、西広、唐尾	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区第704号	日高郡由良町大字戸津井地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第146号 日高郡由良町大字戸津井、戸津井漁港南防波堤基部に設置した標識 ア 基点第146号から297°-37'360mの点 イ 基点第146号から309°-00'255mの点 ウ 基点第146号から280°-30'236mの点 エ 基点第146号から281°-40'348mの点	この区域内に2,644平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成30年9月1日	告示の日から30日間	日高郡由良町大字戸津井、小引	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区第705号	日高郡由良町大字神谷地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第160号 日高郡由良町大字神谷、由良港神谷泊地中防波堤新旧継目部に設置した標識 ア 基点第160号から99°-25'765mの点 イ 基点第160号から104°-30'780mの点 ウ 基点第160号から115°-00'505mの点 エ 基点第160号から107°-40'475mの点	この区域内に2,100平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成30年9月1日	告示の日から30日間	日高郡由良町大字神谷、吹井	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区第706号	日高郡日高町大字阿尾地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第170号 日高郡日高町大字阿尾、すずき落突端に設置した標識 ア 基点第170号から82°-30'438mの点 イ 基点第170号から85°-50'465mの点 ウ 基点第170号から90°-35'425mの点 エ 基点第170号から87°-00'400mの点	この区域内に550平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成30年9月1日	告示の日から30日間	日高郡日高町	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区 第707号	田辺市目良地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第196号 田辺市目良、元島北東端に設置した標識 ア 基点第196号から314°-58'60mの点 イ 基点第196号から31°-13'90mの点 ウ 基点第196号から3°-03'180mの点 エ 基点第196号から330°-33'170mの点	この区域内に2,750平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成30年9月1日	告示の日から30日間	田辺市芳養町、芳養松原、明洋、目良、天神崎、上の山、江川、上屋敷、片町	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区 第708号	田辺市目良地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第197号 田辺市目良、元島館南端突堤突端に設置した標識 ア 基点第197号から116°-03'152mの点 イ 基点第197号から173°-03'142mの点 ウ 基点第197号から155°-03'234mの点 エ 基点第197号から125°-33'274mの点	この区域内に3,562平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成30年9月1日	告示の日から30日間	田辺市芳養町、芳養松原、明洋、目良、天神崎、上の山、江川、上屋敷、片町	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区 第709号	田辺市新庄町地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第207号 田辺市新庄町、内ノ浦梅ノ木護岸北東端に設置した標識 ア 基点第207号から64°-03'58mの点 イ 基点第207号から79°-48'79mの点 ウ 基点第207号から61°-08'108mの点 エ 基点第207号から72°-28'130mの点 オ 基点第207号から136°-18'104mの点 カ 基点第207号から160°-58'54mの点	この区域内に1,350平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成30年9月1日	告示の日から30日間	田辺市新庄町、たきない町、神島台	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区 第711号	西牟婁郡白浜町堅田地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第216号 西牟婁郡白浜町堅田、堅田漁港(杣浪地区)東防波堤突端に設置した標識 ア 基点第216号から261°-17'140mの点 イ 基点第216号から255°-28'94mの点 ウ 基点第216号から245°-11'102mの点 エ 基点第216号から253°-22'146mの点	この区域内に250平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成30年9月1日	告示の日から30日間	西牟婁郡白浜町堅田	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区 第712号	西牟婁郡白浜町堅田地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第216号 西牟婁郡白浜町堅田、堅田漁港(杣浪地区)東防波堤突端に設置した標識 ア 基点第216号から283°-00'600mの点 イ 基点第216号から262°-45'280mの点 ウ 基点第216号から249°-30'350mの点 エ 基点第216号から274°-15'650mの点	この区域内に9,481平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成30年9月1日	告示の日から30日間	西牟婁郡白浜町堅田	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	



番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区 第713号	西牟婁郡白 浜町堅田地 先	第一種区画漁業	魚類小割式養 殖業	1月1日 から12 月31日 まで	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域  基点第231号 西牟婁郡白浜町、島島東端に設置した標識 ア 基点第231号から113°-40' 410mの点 イ 基点第231号から113°-40' 1,010mの点 ウ 基点第231号から129°-45' 1,000mの点 エ 基点第231号から129°-45' 640mの点 オ 基点第231号から142°-00' 660mの点 カ 基点第231号から142°-00' 1,050mの点 キ 基点第231号から148°-00' 1,100mの点 ク 基点第231号から155°-40' 360mの点	この区域内に54,462平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	西牟婁郡白浜町 堅田	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	
和特区 第714号	西牟婁郡白 浜町堅田地 先	第一種区画漁業	魚類小割式養 殖業	1月1日 から12 月31日 まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域  基点第219号 西牟婁郡白浜町堅田、長崎の鼻基部から東へ27mのところ に設置した標識 ア 基点第219号から346°-15' 710mの点 イ 基点第219号から32°-50' 300mの点 ウ 基点第219号から32°-50' 110mの点 エ 基点第219号から327°-35' 650mの点	この区域内に24,750平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	西牟婁郡白浜町 堅田	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	
和特区 第715号	西牟婁郡白 浜町古賀浦 地先	第一種区画漁業	魚類小割式養 殖業	1月1日 から12 月31日 まで	次のア、イ、基点第220号、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域  基点第220号 西牟婁郡白浜町堅田、藤島中の鼻突端部に設置した標識 基点第229号 西牟婁郡白浜町、大蛇島に設置した標識 ア 基点第229号から130°-10' 530mの点 イ 基点第229号から129°-10' 700mの点 ウ 基点第229号から149°-10' 660mの点 エ 基点第229号から160°-05' 650mの点 オ 基点第229号から160°-05' 570mの点	この区域内に6,318平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	西牟婁郡白浜町 堅田	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	
和特区 第716号	西牟婁郡白 浜町古賀浦 地先	第一種区画漁業	魚類小割式養 殖業	1月1日 から12 月31日 まで	次のア、イ、基点第223号、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域  基点第223号 西牟婁郡白浜町堅田、大白谷の鼻北端に設置した標識 基点第225号 西牟婁郡白浜町、古賀浦、馬見崎東端に設置した標識 ア 基点第225号から24°-30' 315mの点 イ 基点第225号から74°-00' 210mの点 ウ 基点第225号から171°-40' 230mの点 エ 基点第225号から74°-00' 150mの点 オ 基点第225号から14°-15' 275mの点	この区域内に11,087平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	西牟婁郡白浜町 堅田	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区 第717号	西牟婁郡白 浜町古賀浦 地先	第一種区画漁業	魚類小割式養 殖業	1月1日 から12 月31日 まで	次の基点第226号、ア、イ、ウ、エ、オ、基点第225号及び基点第226号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域  基点第221号 西牟婁郡白浜町堅田、藤島にえ岸の鼻に設置した標識 基点第222号 西牟婁郡白浜町堅田、藤島ビクニンの内側に設置した標識 基点第223号 西牟婁郡白浜町堅田、大白谷の鼻北端に設置した標識 基点第224号 西牟婁郡白浜町、古賀浦、ヴィラ古賀浦前の護岸角に設置した標識 基点第225号 西牟婁郡白浜町、古賀浦、馬見崎東端に設置した標識 基点第226号 西牟婁郡白浜町、古賀浦、馬見崎北端に設置した標識 ア 基点第226号から基点第221号の見通し線上107mの点 イ 基点第225号から基点第222号の見通し線上107mの点 ウ 基点第224号から基点第223号の見通し線上155mの点 エ 基点第224号から基点第223号の見通し線上90mの点 オ 基点第225号から基点第222号の見通し線上60mの点	この区域内に9,575平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	西牟婁郡白浜町 才野、中、富 田、椿、字名な し地区	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	
和特区 第718号	西牟婁郡白 浜町古賀浦 地先	第一種区画漁業	魚類小割式養 殖業	1月1日 から12 月31日 まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域  基点第229号 西牟婁郡白浜町、大蛇島に設置した標識 ア 基点第229号から63°-30' 230mの点 イ 基点第229号から81°-00' 288mの点 ウ 基点第229号から163°-30' 250mの点 エ 基点第229号から182°-30' 180mの点	この区域内にくるまぐる小割式養殖と併せ9,000平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	西牟婁郡白浜町 才野、中、富 田、椿、字名な し地区	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	
和特区 第719号	西牟婁郡白 浜町古賀浦 地先	第一種区画漁業	魚類小割式養 殖業	1月1日 から12 月31日 まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域  基点第228号 西牟婁郡白浜町、阪田北東護岸角に設置した標識 ア 基点第228号から125°-06' 105mの点 イ 基点第228号から141°-45' 270mの点 ウ 基点第228号から152°-38' 270mの点 エ 基点第228号から152°-38' 90mの点	この区域内にくるまぐる小割式養殖と併せ2,250平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	西牟婁郡白浜町 才野、中、富 田、椿、字名な し地区	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	
和特区 第720号	西牟婁郡白 浜町古賀浦 地先	第一種区画漁業	魚類小割式養 殖業	1月1日 から12 月31日 まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域  基点第227号 西牟婁郡白浜町、古賀浦、護岸角に設置した標識 ア 基点第227号から72°-09' 265mの点 イ 基点第227号から67°-39' 340mの点 ウ 基点第227号から82°-55' 375mの点 エ 基点第227号から89°-21' 305mの点	この区域内に2,000平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	西牟婁郡白浜町 才野、中、富 田、椿、字名な し地区	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区 第721号	西牟婁郡白 浜町地先	第一種区画漁業	魚類小割式養 殖業	5月1日 から11 月30日 まで	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域  基点第209号 田辺市、神楽島南端に設置した標識 ア 基点第209号から256°-09'730mの点 イ 基点第209号から208°-05'445mの点 ウ 基点第209号から206°-34'545mの点 エ 基点第209号から228°-09'605mの点 オ 基点第209号から222°-15'785mの点 カ 基点第209号から241°-33'940mの点	この区域内に30、250平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	田辺市芳養町、 芳養松原、明 洋、目良、天神 崎、上の山、江 川、上屋敷、片 町、磯間、新庄 町、神島台、た きない町、西牟 婁郡白浜町(旧 日置川町を除 く。)	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	
和特区 第722号	西牟婁郡白 浜町地先	第一種区画漁業	魚類小割式養 殖業	5月1日 から11 月30日 まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域  基点第209号 田辺市、神楽島南端に設置した標識 ア 基点第209号から176°-48'880mの点 イ 基点第209号から169°-37'1,035mの点 ウ 基点第209号から179°-11'1,195mの点 エ 基点第209号から186°-47'1,075mの点	この区域内に12、500平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	田辺市芳養町、 芳養松原、明 洋、目良、天神 崎、上の山、江 川、上屋敷、片 町、磯間、新庄 町、神島台、た きない町、西牟 婁郡白浜町(旧 日置川町を除 く。)	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	
和特区 第724号	東牟婁郡串 本町串本地 先	第一種区画漁業	魚類小割式養 殖業	1月1日 から12 月31日 まで	次のア、イ、基点第270号、ウ、基点第272号及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  基点第270号 東牟婁郡串本町、ケーソンヤード北端角に設置した標識 基点第272号 東牟婁郡串本町、串本港南防波堤突端から南に150mの点の防波堤上に設置した標識 ア 串本浅海漁場防波堤と苗我島最大高潮時海岸線との交点 イ 串本浅海漁場防波堤とケーソンヤード岸壁との交点 ウ 基点第270号から320°-30'の方位線と防波堤との交点 エ 基点第272号と苗我島山頂を結んだ線と苗我島最大高潮時海岸線との交点	この区域内にくろまぐる小割式養殖と併せ36、790平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	東牟婁郡串本町 和深、田子、江 田、田並、有 田、高富、二 色、潮岬、出 雲、串本、サン ゴ台、龜野川、 大島、須江、樗 野、西向、神野 川、姫、姫川、 伊串、古座、中 湊、上野山、津 荷、田原	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	
和特区 第725号	東牟婁郡串 本町串本地 先	第一種区画漁業	魚類小割式養 殖業	1月1日 から12 月31日 まで	次のア、イ、ウ、串本港北防波堤護岸、基点第277号及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域  基点第273号 東牟婁郡串本町、串本新港南防波堤灯台基部に設置した標識 基点第277号 東牟婁郡串本町、串本港北防波堤灯台基部に設置した標識 ア 基点第273号から118°-21'540mの点 イ 基点第273号から200°-41'75mの点 ウ 串本町役場前立護岸延長線と串本港北防波堤護岸との交点	この区域内にくろまぐる小割式養殖と併せ24、700平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	東牟婁郡串本町 和深、田子、江 田、田並、有 田、高富、二 色、潮岬、出 雲、串本、サン ゴ台、龜野川、 大島、須江、樗 野、西向、神野 川、姫、姫川、 伊串、古座、中 湊、上野山、津 荷、田原	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区 第726号	東牟婁郡串本町大島地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第279号 東牟婁郡串本町大島、大島漁港西防波堤基部に設置した標識 ア 基点第279号から288°-00' 85mの点 イ 基点第279号から319°-45' 120mの点 ウ 基点第279号から296°-20' 245mの点 エ 基点第279号から279°-30' 230mの点	この区域内に2,625平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成30年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡串本町大島	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区 第727号	東牟婁郡串本町大島地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第292号 東牟婁郡串本町大島、エビスの鼻北西端角に設置した標識 ア 基点第292号から356°-40' 130mの点 イ 基点第292号から326°-30' 160mの点 ウ 基点第292号から241°-00' 105mの点 エ 基点第292号から192°-00' 50mの点	この区域内にくろまぐる小割式養殖と併せ3,600平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成30年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡串本町大島	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区 第728号	東牟婁郡串本町大島地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第291号 東牟婁郡串本町大島217番地の1の護岸西端角に設置した標識 ア 基点第291号から14°-10' 45mの点 イ 基点第291号から3°-10' 105mの点 ウ 基点第291号から327°-00' 116mの点 エ 基点第291号から302°-00' 70mの点	この区域内にくろまぐる小割式養殖と併せ1,050平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成30年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡串本町大島	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区 第729号	東牟婁郡串本町大島地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第290号 東牟婁郡串本町大島、水谷、通称海軍棧橋基部に設置した標識 ア 基点第290号から328°-30' 280mの点 イ 基点第290号から314°-30' 348mの点 ウ 基点第290号から227°-19' 297mの点 エ 基点第290号から223°-30' 178mの点	この区域内にくろまぐる小割式養殖と併せ10,250平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成30年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡串本町大島	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区 第732号	東牟婁郡串本町須江地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第288号 東牟婁郡串本町須江、影ノ浦、通称オヤボシに設置した標識 ア 基点第288号から305°-46' 40mの点 イ 基点第288号から345°-45' 82mの点 ウ 基点第288号から18°-43' 75mの点 エ 基点第288号から29°-18' 20mの点	この区域内に576平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成30年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡串本町須江	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区 第734号	東牟婁郡那智勝浦町大字浦神地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第311号 東牟婁郡那智勝浦町大字浦神、仏崎北端に設置した標識 ア 基点第311号から292°-00' 42mの点 イ 基点第311号から227°-20' 150mの点 ウ 基点第311号から242°-50' 272mの点 エ 基点第311号から249°-50' 265mの点 オ 基点第311号から254°-30' 465mの点 カ 基点第311号から263°-20' 460mの点	この区域内にくろまぐる小割式養殖と併せ11,562平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成30年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡那智勝浦町大字浦神、下里、粉白、八尺鏡野	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区 第735号	東牟婁郡那智勝浦町大字浦神地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第311号 東牟婁郡那智勝浦町大字浦神、仏崎北端に設置した標識 ア 基点第311号から308°-30' 500mの点 イ 基点第311号から298°-00' 373mの点 ウ 基点第311号から273°-35' 648mの点 エ 基点第311号から283°-40' 728mの点	この区域内にくろまぐる小割式養殖と併せ13,562平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成30年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡那智勝浦町大字浦神、下里、粉白、八尺鏡野	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区 第736号	東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第343号 東牟婁郡那智勝浦町、シケ島中央部に設置した標識 ア 基点第343号から57°-00' 370mの点 イ 基点第343号から60°-30' 367mの点 ウ 基点第343号から56°-30' 218mの点 エ 基点第343号から51°-05' 224mの点	この区域内に1,440平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成30年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡那智勝浦町大字築地、勝浦、北浜、朝日、天満	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区 第738号	東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第345号 東牟婁郡那智勝浦町大字湯川、越瀬近鉄埋立地先先端に設置した標識 ア 基点第345号から108°-20' 115mの点 イ 基点第345号から119°-25' 205mの点 ウ 基点第345号から130°-28' 203mの点 エ 基点第345号から129°-16' 104mの点	この区域内に1,050平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成30年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡那智勝浦町大字築地、勝浦、北浜、朝日、天満	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区 第739号	東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第344号 東牟婁郡那智勝浦町、中ノ島南西端に設置した標識 ア 基点第344号から252°-15' 88mの点 イ 基点第344号から231°-30' 81mの点 ウ 基点第344号から231°-00' 96mの点 エ 基点第344号から248°-30' 104mの点	この区域内に288平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成30年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡那智勝浦町大字築地、勝浦、北浜、朝日、天満	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	



番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区 第744号	日高郡由良町大字三尾川地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第133号 有田郡広川町と日高郡由良町の境界に設置した標識 ア 基点第133号から314°-45' 560mの点 イ 基点第133号から319°-55' 550mの点 ウ 基点第133号から317°-30' 450mの点 エ 基点第133号から311°-30' 465mの点	この区域内に500平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成30年9月1日	告示の日から30日間	日高郡由良町大字三尾川、衣奈	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区 第746号	日高郡日高町大字志賀地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第168号 日高郡日高町大字志賀、由良港泊地防波堤基部に設置した標識 ア 基点第168号から9°-56' 330mの点 イ 基点第168号から12°-20' 281mの点 ウ 基点第168号から341°-36' 275mの点 エ 基点第168号から343°-36' 325mの点	この区域内に1,440平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成30年9月1日	告示の日から30日間	日高郡日高町	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区 第747号	東牟婁郡串本町大島地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第279号 東牟婁郡串本町大島、大島漁港西防波堤基部に設置した標識 ア 基点第279号から354°-56' 304mの点 イ 基点第279号から3°-05' 391mの点 ウ 基点第279号から9°-38' 377mの点 エ 基点第279号から3°-20' 280mの点	この区域内に1,152平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成30年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡串本町大島	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区 第749号	東牟婁郡串本町串本地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線と大木崎埋立地護岸によって囲まれた区域 基点第273号 東牟婁郡串本町、串本新港南防波堤灯台基部に設置した標識 ア 基点第273号から21°-57' 75mの点 イ 基点第273号から103°-10' 570mの点 ウ 基点第273号から82°-49' 695mの点 エ 基点第273号から31°-28' 437mの点	この区域内にくろまぐる小割式養殖と併せ16,920平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成30年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡串本町和深、田子、江田、田並、有田、高富、二色、潮岬、出雲、串本、サンゴ台、鬮野川、大島、須江、檜野、西向、神野川、姫、姫川、伊串、古座、中湊、上野山、津衛、田原	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区 第752号	日高郡由良町大字神谷地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第161号 日高郡由良町大字神谷、鷲島頂点に設置した標識 ア 基点第161号から258°-00' 1,200mの点 イ 基点第161号から253°-20' 1,210mの点 ウ 基点第161号から254°-30' 1,400mの点 エ 基点第161号から258°-30' 1,380mの点	この区域内に2,000平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成30年9月1日	告示の日から30日間	日高郡由良町大字神谷、吹井	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区 第753号	日高郡日高町大字志賀地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第168号 日高郡日高町大字志賀、由良港泊地防波堤基部に設置した標識 ア 基点第168号から43° -30' 680mの点 イ 基点第168号から47° -20' 670mの点 ウ 基点第168号から44° -00' 530mの点 エ 基点第168号から37° -40' 550mの点	この区域内に900平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成30年9月1日	告示の日から30日間	日高郡日高町	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区 第754号	日高郡由良町大字衣奈地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第139号 日高郡由良町大字衣奈、通称カプト岩突端に設置した標識 ア 基点第139号から332° -45' 840mの点 イ 基点第139号から322° -00' 955mの点 ウ 基点第139号から320° -30' 915mの点 エ 基点第139号から331° -00' 795mの点	この区域内に1,000平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成30年9月1日	告示の日から30日間	日高郡由良町大字三尾川、衣奈	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区 第756号	東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第343号 東牟婁郡那智勝浦町、シケ島中央部に設置した標識 ア 基点第343号から215° -00' 328mの点 イ 基点第343号から213° -20' 400mの点 ウ 基点第343号から173° -40' 464mの点 エ 基点第343号から168° -45' 407mの点	この区域内に2,160平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成30年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡那智勝浦町大字築地、勝浦、北浜、朝日、天満	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区 第758号	田辺市新庄町地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第206号 田辺市新庄町、内ノ浦SFTマリン護岸南端に設置した標識 ア 基点第206号から111° -10' 205mの点 イ 基点第206号から115° -45' 235mの点 ウ 基点第206号から146° -30' 195mの点 エ 基点第206号から145° -40' 160mの点	この区域内に1,440平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成30年9月1日	告示の日から30日間	田辺市芳養町、芳養松原、明洋、目良、天神崎、上の山、江川、上屋敷、片町	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	
和特区 第759号	西牟婁郡白浜町堅田地先	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第231号 西牟婁郡白浜町、島島東端に設置した標識 ア 基点第231号から95° -00' 380mの点 イ 基点第231号から103° -45' 780mの点 ウ 基点第231号から113° -40' 775mの点 エ 基点第231号から113° -40' 410mの点 オ 基点第231号から155° -40' 360mの点 カ 基点第231号から158° -45' 255mの点	この区域内に7,776平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない	平成30年9月1日	告示の日から30日間	西牟婁郡白浜町堅田	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区 第760 号	西牟婁郡白 浜町古賀浦 地先	第一種区画漁業	魚類小割式養 殖業	1月1日 から12 月31日 まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域  基点第226号 西牟婁郡白浜町、古賀浦、馬見崎北端に設置した標識 ア 基点第226号から245° -00' 30mの点 イ 基点第226号から245° -00' 180mの点 ウ 基点第226号から273° -20' 204mの点 エ 基点第226号から317° -20' 100mの点	この区域内にく ろまぐる小割式 養殖と併せ1、 440平方メー トルを超えて生 簀を敷設しては ならない	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	西牟婁郡白浜町 才野、中、富 田、椿、字名な し地区	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	
和特区 第761 号	東牟婁郡那 智勝浦町大 字浦神地先	第一種区画漁業	魚類小割式養 殖業	1月1日 から12 月31日 まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域  基点第314号 東牟婁郡那智勝浦町大字浦神、岩屋崎南東端に設置した標識 ア 基点第314号から256° -30' 342mの点 イ 基点第314号から248° -30' 639mの点 ウ 基点第314号から239° -40' 628mの点 エ 基点第314号から239° -40' 328mの点	この区域内にく ろまぐる小割式 養殖と併せ2、 880平方メー トルを超えて生 簀を敷設しては ならない	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	東牟婁郡那智勝 浦町浦神、下 里、粉白、八尺 鏡野	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	
和特区 第762 号	日高郡由良 町大字神谷 地先	第一種区画漁業	魚類小割式養 殖業	1月1日 から12 月31日 まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域  基点第161号 日高郡由良町大字神谷、鳶島頂点に設置した標識 ア 基点第161号から59° -14' 265mの点 イ 基点第161号から58° -47' 415mの点 ウ 基点第161号から68° -07' 422mの点 エ 基点第161号から73° -43' 275mの点	この区域内に 1,050平方 メートルを超え て生簀を敷設し てはならない	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	日高郡由良町大 字神谷	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	

くろまぐる小割式養殖業

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区 第801号	東牟婁郡串本町串本、大島地先	第一種区画漁業	くろまぐる小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	<p>1. 次のア、イ、基点第270号、ウ、基点第272号及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>基点第270号 東牟婁郡串本町、ケーソンヤード北端角に設置した標識</p> <p>基点第272号 東牟婁郡串本町、串本港南防波堤突端から南に150mの点の防波堤上に設置した標識</p> <p>ア 串本浅海漁場防波堤と苗我島最大高潮時海岸線との交点</p> <p>イ 串本浅海漁場防波堤とケーソンヤード岸壁との交点</p> <p>ウ 基点第270号から320°-30'の方位線と防波堤との交点</p> <p>エ 基点第272号と苗我島山頂を結んだ線と、苗我島最大高潮時海岸線との交点</p> <p>2. 次のア、イ、ウ、串本港北防波堤護岸、基点第277号及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点第273号 東牟婁郡串本町、串本新港南防波堤灯台基部に設置した標識</p> <p>基点第277号 東牟婁郡串本町、串本港北防波堤灯台基部に設置した標識</p> <p>ア 基点第273号から118°-21'540mの点</p> <p>イ 基点第273号から200°-41'75mの点</p> <p>ウ 串本町役場前埋立護岸延長線と串本港北防波堤護岸との交点</p> <p>3. 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点第292号 東牟婁郡串本町大島、エビスの鼻北西端角に設置した標識</p> <p>ア 基点第292号から356°-40'130mの点</p> <p>イ 基点第292号から326°-30'160mの点</p> <p>ウ 基点第292号から241°-00'105mの点</p> <p>エ 基点第292号から192°-00'50mの点</p>	<p>当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生簀の総面積が42,208平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。</p> <p>形状：円形 規格：直径30m 台数：11台</p> <p>形状：円形 規格：直径27m 台数：5台</p> <p>形状：円形 規格：直径20m 台数：80台</p> <p>形状：円形 規格：直径18m 台数：5台</p> <p>形状：円形 規格：直径17m 台数：1台</p> <p>形状：円形 規格：直径15.7m 台数：5台</p> <p>形状：正六角形 規格：1辺16m 台数：6台</p>	平成30年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡串本町和深、田子、江田、田並、有田、高富、二色、潮岬、出雲、串本、サンゴ台、鬮野川、大島、須江、樫野、西向、神野川、姫、姫川、伊串、古座、中湊、上野山、津蒨、田原	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
					<p>4. 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点第291号 東牟婁郡串本町大島217番地の1の護岸西端角に設置した標識</p> <p>ア 基点第291号から<math>14^{\circ}-10'45m</math>の点</p> <p>イ 基点第291号から<math>3^{\circ}-10'105m</math>の点</p> <p>ウ 基点第291号から<math>327^{\circ}-00'116m</math>の点</p> <p>エ 基点第291号から<math>302^{\circ}-00'70m</math>の点</p> <p>5. 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点第290号 東牟婁郡串本町大島、水谷、通称海軍棧橋基部に設置した標識</p> <p>ア 基点第290号から<math>328^{\circ}-30'280m</math>の点</p> <p>イ 基点第290号から<math>314^{\circ}-30'348m</math>の点</p> <p>ウ 基点第290号から<math>227^{\circ}-19'297m</math>の点</p> <p>エ 基点第290号から<math>223^{\circ}-30'178m</math>の点</p> <p>6. 次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線と大水崎埋立地護岸によって囲まれた区域</p> <p>基点第273号 東牟婁郡串本町、串本新港南防波堤灯台基部に設置した標識</p> <p>ア 基点第273号から<math>21^{\circ}-57'75m</math>の点</p> <p>イ 基点第273号から<math>103^{\circ}-10'570m</math>の点</p> <p>ウ 基点第273号から<math>82^{\circ}-49'695m</math>の点</p> <p>エ 基点第273号から<math>31^{\circ}-28'437m</math>の点</p>						

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区 第802 号	東牟婁郡串 本町須江地 先	第一種区 画漁業	くろまぐ ろ小割式 養殖業	1月1日 から12 月31日 まで	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第269号 東牟婁郡串本町出雲、出雲崎突端に設置した標識 基点第289号 東牟婁郡串本町須江、本網代の突端に設置した標識 ア 基点第269号から63°-10' 1, 171mの点 イ 基点第269号から11°-51' 1, 753mの点 ウ 基点第269号から43°-31' 2, 342mの点 エ 基点第289号から311°-09' 420mの点 オ 基点第289号から350°-02' 188mの点 カ 基点第289号から356°-30' 133mの点 キ 基点第289号から33°-30' 76mの点 ク 基点第289号から251°-06' 58mの点 ケ 基点第269号から61°-38' 2, 557mの点	1. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生簀の総面積が111, 444.5平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 形状：円形 規格：直径30m 台数：69台 形状：円形 規格：直径20m 台数：4台 形状：長方形 規格：80m×48m 台数：16台 2. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、9, 300尾を超えてはならない。 3. 1の生簀の総面積のうち、2, 826平方メートル（形状：円形、規格：直径30m、台数：4台）で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	東牟婁郡串本 町潮岬、出 雲、串本、 野川、大島、 須江、樫野	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	
和特区 第803 号	西牟婁郡白 浜町古賀浦 地先	第一種区 画漁業	くろまぐ ろ小割式 養殖業	1月1日 から12 月31日 まで	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線とオ、カ、キ、ク及びオの各点を順次に結んだ線によってそれぞれ囲まれた区域 基点第228号 西牟婁郡白浜町、阪田北東護岸角に設置した標識 基点第229号 西牟婁郡白浜町、大蛇島に設置した標識 ア 基点第228号から125°-06' 105mの点 イ 基点第228号から141°-45' 270mの点 ウ 基点第228号から152°-38' 270mの点 エ 基点第228号から152°-38' 90mの点 オ 基点第229号から63°-30' 230mの点 カ 基点第229号から81°-00' 288mの点 キ 基点第229号から163°-30' 250mの点 ク 基点第229号から182°-30' 180mの点	1. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生簀の総面積が2, 880平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 形状：正方形 規格：12m×12m 台数：20台 2. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	西牟婁郡白浜 町才野、中、 富田、椿、字 名なし地区	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	



番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区第804号	東牟婁郡那智勝浦町大字浦神地先	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	<p>1. 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点第311号 東牟婁郡那智勝浦町大字浦神、仏崎北端に設置した標識</p> <p>ア 基点第311号から292° - 00' 42mの点  イ 基点第311号から227° - 20' 150mの点  ウ 基点第311号から242° - 50' 272mの点  エ 基点第311号から249° - 50' 265mの点  オ 基点第311号から254° - 30' 465mの点  カ 基点第311号から263° - 20' 460mの点</p> <p>2. 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点第311号 東牟婁郡那智勝浦町大字浦神、仏崎北端に設置した標識</p> <p>ア 基点第311号から308° - 30' 500mの点  イ 基点第311号から298° - 00' 373mの点  ウ 基点第311号から273° - 35' 648mの点  エ 基点第311号から283° - 40' 728mの点</p> <p>3. 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点第314号 東牟婁郡那智勝浦町大字浦神、岩屋崎南東端に設置した標識</p> <p>ア 基点第314号から256° - 30' 342mの点  イ 基点第314号から248° - 30' 639mの点  ウ 基点第314号から239° - 40' 628mの点  エ 基点第314号から239° - 40' 328mの点</p>	<p>1. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生簀の総面積が7,200平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。</p> <p>形状：正方形  規格：12m×12m  台数：50台</p> <p>2. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。</p>	平成30年9月1日	告示の日から30日間	東牟婁郡那智勝浦町大字浦神、下里、粉白、八尺鏡野	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	

あわび地蒔式養殖業

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間	備考
和特区 第901 号	和歌山市加 太地先	第三種区画漁業	あわび地蒔式 養殖業	1月1日 から12 月31日 まで	次のア、イ、ウ、エ、オ及び基点第11号を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域  基点第9号 和歌山市加太、加太港第三防波堤新旧接続部に設置した標識 基点第10号 和歌山市加太、田倉埼灯台基部南西に設置した標識 基点第11号 和歌山市加太と和歌山市磯の浦の境界に設置した標識 ア 基点第9号から270°-00'の方位線と加太港第一防波堤西側岸壁との交点 イ アから270°-00'の方位線上500mの点 ウ 基点第10号から270°-00'の方位線上750mの点 エ 基点第10号から200°-00'の方位線上1,000mの点 オ 基点第11号から兵庫県沼島南端見通し線上1,000mの点	1. 殻長10センチメートルを超えて養成するものに限る。 2. 10月1日から11月30日までの期間は、放流用天然種苗の採捕をしてはならない。	平成30年 9月1日	告示の日 から30 日間	和歌山市加太、 深山、大川	平成30 年9月1 日から平 成35年 8月31 日まで	